

環境インフォメーション

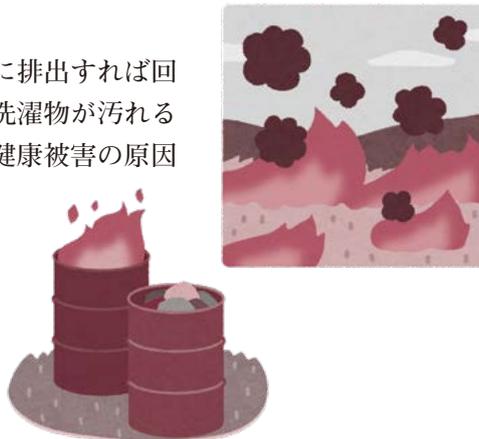
ごみの野焼きは禁止されています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外を除き「野焼き」は禁止されています。簡易焼却炉・ドラム缶などを用いた焼却も同様に禁止されています。

不法な廃棄物の焼却は直接罰を伴う規定があり、違反した場合は、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金に処されることがあります。

野焼きにより焼却されているものの多くは、ごみの日に適正に排出すれば回収できるものです。それらを燃やすと周囲にお住まいの方々に洗濯物が汚れるなどの被害が出るほか、有害物質が発生し、悪臭や環境汚染・健康被害の原因にもなります。さらに、火災につながる危険もありますので、絶対にやめましょう。必ず決められたごみの日に排出してください。

もし、野焼きの現場を発見した場合は、生活環境課または各支所地域振興G、不法投棄110番までご連絡ください。



〈参考：政令で定められている野焼きの例外〉

- ①国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ②震災・風水害・火災・凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④農業・林業または漁業を営む上にやむをえないものとして行われる廃棄物の焼却
- ⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※上記の例外規定に該当する場合でも、生活環境保全上の支障が生じ、苦情がある場合などは、例外扱いできないこともあるのでご注意ください。

■問い合わせ■

生活環境課 生活環境グループ ☎52-1111(内線114)

地域創生部各支所 山方☎57-2121 美和☎58-2111 緒川☎56-2111 御前山☎55-2111

不法投棄110番 ☎0120-536-380